

議案第 84 号

羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)の一部改正により、国政選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙においても同令に準じて限度額を引き上げるほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成 5 年羽曳野市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15,800 円」を「16,100 円」に改め、同号イ中「7,560 円」を「7,700 円」に改める。

(羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成 5 年羽曳野市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「525 円 6 銭」を「541 円 31 銭」に、「310,500 円」を「316,250 円」に改める。

(羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第 3 条 羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例(平成 19 年羽曳野市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「1 枚当り」を「1 枚当たり」に、「7 円 51 銭」を「7 円 73 銭」に、「に当該ビラ」を「に当該選挙運動用ビラ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="164 232 309 268">第 1 条関係</p> <p data-bbox="164 277 788 353">羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例</p> <p data-bbox="196 412 360 443">(公費の支払)</p> <p data-bbox="164 456 788 887">第 4 条 羽曳野市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p data-bbox="196 900 788 1061">(1) 省略 (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p data-bbox="228 1075 788 1554">ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が <u>16,100 円</u>を超える場合には、<u>16,100 円</u>)の合計金額</p> <p data-bbox="228 1568 788 2029">イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700 円</u>に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じ</p>	<p data-bbox="810 232 957 268">第 1 条関係</p> <p data-bbox="810 277 1434 353">羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例</p> <p data-bbox="842 412 1007 443">(公費の支払)</p> <p data-bbox="810 456 1434 887">第 4 条 羽曳野市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p data-bbox="842 900 1434 1061">(1) 省略 (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p data-bbox="874 1075 1434 1554">ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が <u>15,800 円</u>を超える場合には、<u>15,800 円</u>)の合計金額</p> <p data-bbox="874 1568 1434 2029">イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560 円</u>に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じ</p>

て得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 省略

以下省略

第2条関係

羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例

(公費の支払)

第4条 羽曳野市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

以下省略

第3条関係

羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

て得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 省略

以下省略

第2条関係

羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例

(公費の支払)

第4条 羽曳野市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

以下省略

第3条関係

羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第 4 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が 7 円 73 銭を超える場合には、7 円 73 銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第 142 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

以下省略

第 4 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当りの作成単価(当該作成単価が 7 円 51 銭を超える場合には、7 円 51 銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第 142 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

以下省略